順位	氏名 (議席)	発 言 の 要 旨	答	弁	者
2	小野由美子(21)	1. 新環境クリーンセンター運営管理及び廃棄物発電、ふじか ぐやの湯等について 新環境クリーンセンターが稼働して2年が経過し、環境影 響評価事後調査報告書が令和5年1月30日付で静岡県に提出	及	び 当 i	長 長
		されました。 建設に関する協定書の第6条から第9条までの規定により 設置されている富士市新環境クリーンセンター環境監視委員 会は、新環境クリーンセンターの稼働後、令和3年3月25日、			
		同年9月13日、令和4年2月22日、同年10月24日、令和5年 1月30日の全てが書面開催となっております。 稼働2年目で提出義務のある環境影響評価事後調査報告書			
		は、令和5年1月16日に委員長と副委員長にのみ報告し、「その結果、報告内容に問題等がないことから、今回の環境監視委員会は書面による開催とさせていただくことになりました」との文書が同年1月30日付で、廃棄物対策課より送付さ			
		れてきました。1月30日は、環境影響評価事後調査報告書を 市が県へ提出したのと同じ日です。 さらに、「なお、報告内容についてご質問がある場合は、委			
		員会様にてご質問事項を取りまとめていただき、下記担当課までご提出をお願いします」とのことです。 環境監視委員会の在り方に疑問を持っております。 新環境クリーンセンターにおける管理・運営及び廃棄物発			
		電、ふじかぐやの湯等に関して、以下質問いたします。 (1) 新環境クリーンセンター環境影響評価事後調査報告書は 静岡県の施設とウェブサイトにて公開・意見募集されてい			
		ますが、富士市としては委員長と副委員長に説明したこと で了解を得たと判断し、県に送付したのか、環境監視委員 会に対する市の見解と併せて伺います。			
		(2) 新環境クリーンセンターの管理運営は、川重・シンキ特定共同企業体が市からの委託を受けて担っていますが、富士市と事業者とのノウハウを含めた管理体制の情報継承や			
		組織体制の市の方針を伺います。 (3) 新環境クリーンセンター蒸気タービンの破損事故では、 組織として対応すべきところを個人的ミスで片づけるとい うあり得ない対応が垣間見られました。			
		旧環境クリーンセンターでは、技術職員が前面に出て対応し、東日本大震災やその後の富士宮市を震源とする静岡県東部地震での対応の説明では、その技術力と瞬間的判断			
		による対応に、地域のごみ委員会のメンバーは感心し感謝 し、それで信頼しました。 今でも、以前のように市の職員が前面に出て J V に指導			
		をする体制になっているのか、予防原則に基づく環境保全対策はできているのか、事故後の処理と併せて伺います。 (4) 令和4年度の確定月までと令和3年度同期間との発電量と売電金額の比較、及び売電収入と使い道について伺いま			

順位	氏名(議席)	発 言 の 要 旨	答	弁	者
2	小野由美子(21)		市及担		長長